

川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更（川越市決定）

変 更 告 示 年 月 日
令和 6 年 10 月 16 日

川越都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

川越市

種 類	面 積	備 考
防火地域	約 15.8ha	
準防火地域	約 284.2ha	圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区 約 5.6ha 増 市街化調整区域（200/60）

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区の産業拠点形成に合わせ、建築物の不燃化を促進することにより地区の防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、準防火地域を指定する。